

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年7月28日現在

～2021年7月27日

2021年7月28日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）
 実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）
 実施 平成23年5月10日

目次（略）

目次（略）

第1章～第3章（略）
 第4章 付加機能
 第26条～第27条の2（略）
 （付加機能の廃止）
 第28条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。
 (1) Universal One契約者からその付加機能の廃止の申出があったとき。
 (2) その付加機能の提供を受けているUniversal One契約の解除があったとき。

第1章～第3章（略）
 第4章 付加機能
 第26条～第27条の2（略）
 （付加機能の廃止）
 第28条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。
 (1) Universal One契約者からその付加機能の廃止の申出があったとき。
 (2) その付加機能の提供を受けているUniversal One契約の解除があったとき。
(3) 付加機能(料金表第1表(料金)に規定するトラフィック見える化機能に限ります。)
については、当社がその機能に係るデータ又はレポートの提供を行ったとき。

2（略）
 第5章～第13章（略）
 別記（略）
 料金表
 通則（略）
 第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）
 第1類 利用料金
 第1 V P Nサービスに係るもの
 1（略）
 2 料金額
 2-1（略）
 2-2 付加機能利用料
 2-2-1（略）
 2-2-2 回線契約に係るもの
 2-2-2-1～2-2-2-6（略）

2（略）
 第5章～第13章（略）
 別記（略）
 料金表
 通則（略）
 第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）
 第1類 利用料金
 第1 V P Nサービスに係るもの
 1（略）
 2 料金額
 2-1（略）
 2-2 付加機能利用料
 2-2-1（略）
 2-2-2 回線契約に係るもの
 2-2-2-1～2-2-2-6（略）

～2021年7月27日

2021年7月28日～

2-2-2-7 トラフィック見える化機能

区 分	単 位	料金額	
Universal One網内のトラフィックを収集し、そのUniversal Oneサービスに係る使用状況等の詳細な情報を分析及び加工して提供する機能	データレポート	1の申込みごと	別に算定する金額
	スタンダードレポート	1の申込みごと	別に算定する金額
	プレミアムレポート	1の申込みごと	別に算定する金額

備考

- 1 当社は、回線契約者（レイヤー3のギャランティアクセス（その品目が1 Mb/sから1 Gb/sまでのものに限ります。）に係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する回線契約者は、この機能を提供するにあたり、当社が回線契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を取得することについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。
- 3 当社は、この機能の利用により生成、提供されたデータ（以下この備考において「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより回線契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失によるものである場合はこの限りではありません。
- 4 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。
- 5 当社は、収集したデータ及び生成等データを一定期間後に削除するものとします。

2-3~2-4 (略)

第2 (略)

第2類 (略)

第2表~第3表 (略)

2-3~2-4 (略)

第2 (略)

第2類 (略)

第2表~第3表 (略)

～2021年7月27日	2021年7月28日～
料金表別表 (略)	料金表別表 (略)
	<p data-bbox="1128 343 1704 411">附 則 (令和 3 年 7 月 26 日 D P S 第 00809355 号) この改正規定は、令和 3 年 7 月 28 日から実施します。</p>